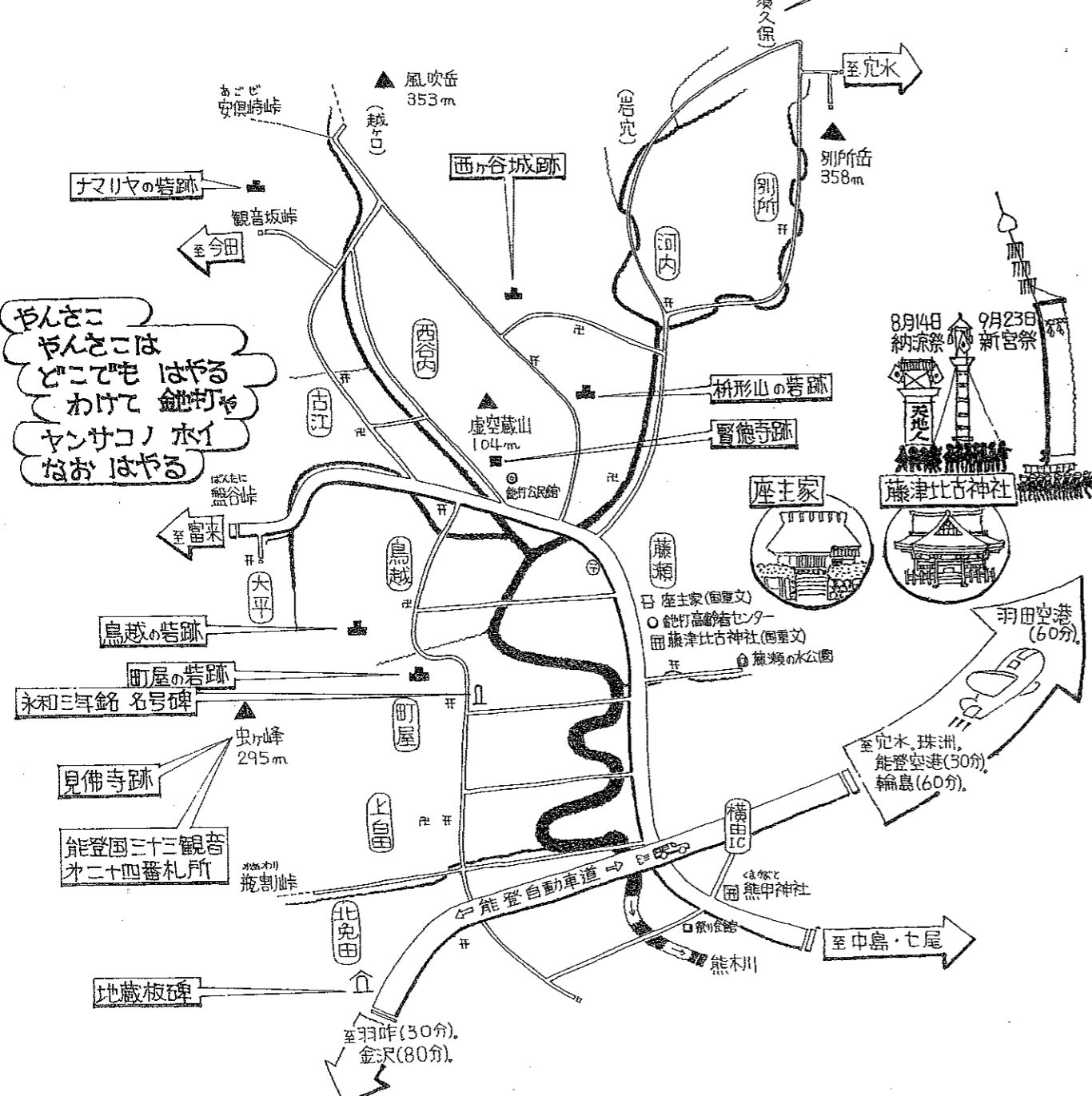


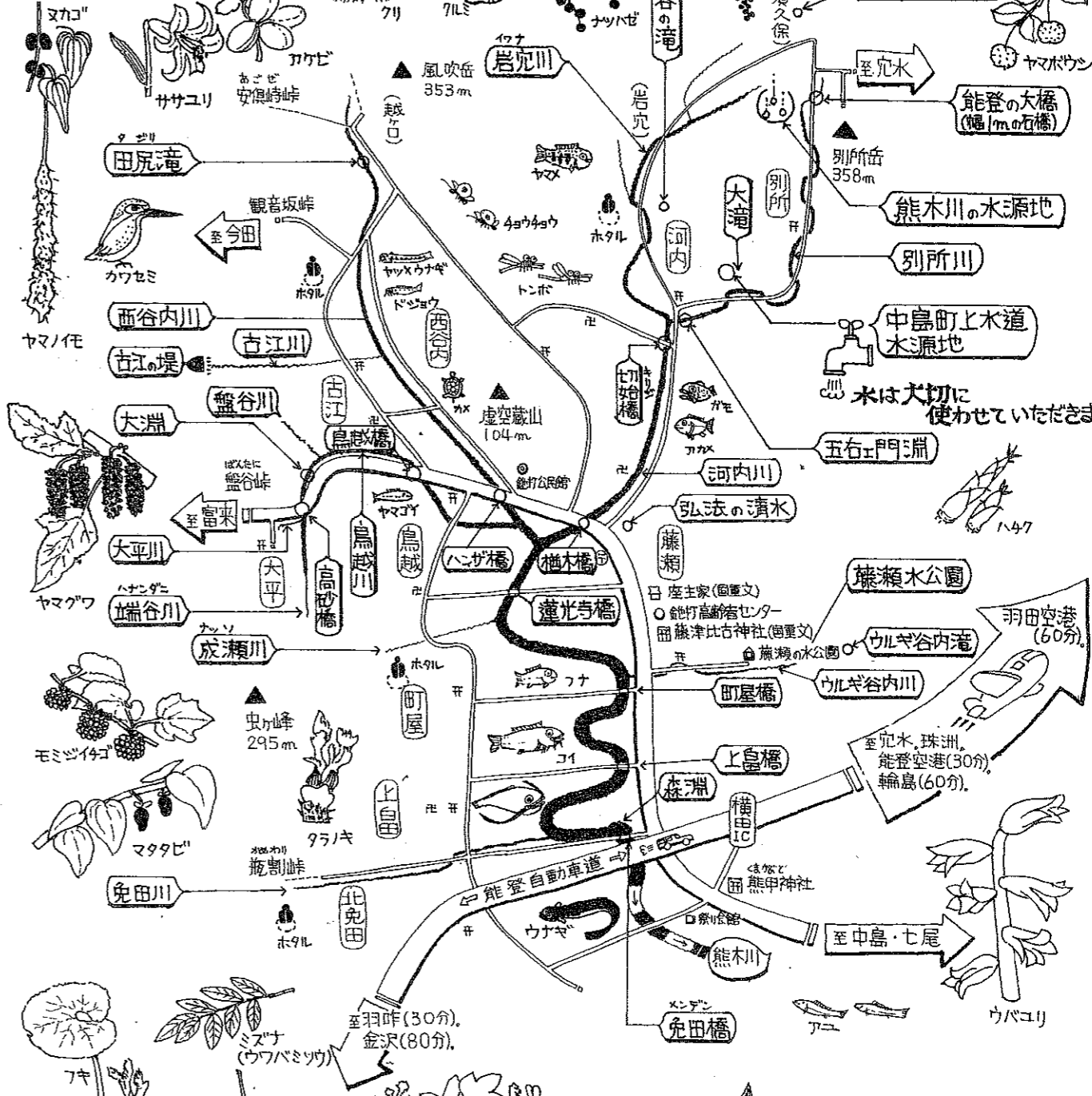
# なだうち 鉞打 文化財 史跡めぐり



ちんさこ  
やんさこは  
どこでも はやる  
わけて 鉞打や  
ヤンサコノ ホイ  
なお はやる

8月4日 納涼祭  
9月23日 新宮祭  
藤津比古神社

# なだうち 鉞打 源流・滝・川・橋めぐり、魚つり



- フキトウ
- ウド
- ヒビル
- セリ
- ミツバ
- ウツバミツク
- ワラビ
- ゼンマイ
- ギョウシヤニンニク



**西谷内村** 中島町西谷内  
羽咋郡に属し、北方の風吹岳・河内岳を水源として南流する西谷内川と河内川の段丘上に開けた村。南は鳥越村。正保郷帳・村御印などには西谷村と記されるが、元禄年中(一六八八―一七〇四)旧名の西谷内に復したという(加能郷土辞彙)。天正(一五七三―九三)頃国分五郎兵衛が拠ったと伝える西谷内城跡があり、今も国分姓を名乗る家がある。正保郷帳によれば高七四四石余、田方三八町八反余・畑方一〇町七反余、新田高六四四石余。寛文一〇年(一六七〇)の村御印の高八一七石、免四ツ、小物成は山役一二〇目・苦竹役三三刃、鳥役六刃(出米)、紙役八刃(三箇国高物成帳)。貞享元年(一六八四)には高・免は同じで、百姓四二(村々百姓持高帳)津梅文書。天保年間(一八三〇―四四)の高八二五石、免四ツ、家数八一(うち頭振八)・人数三八八、馬二一、稼はばい木・炭焼、小物成は山役・苦竹役・紙役が村御印に同じ、社二・寺一(村明細)。

地内に真宗大谷派寛永寺がある。服狭雄神社は中世には妙見堂と称され、国分氏の鎮守であったとも伝える。文政年間(一八一八―三〇)服狭雄神社に改称したという(石川泉神誌)。

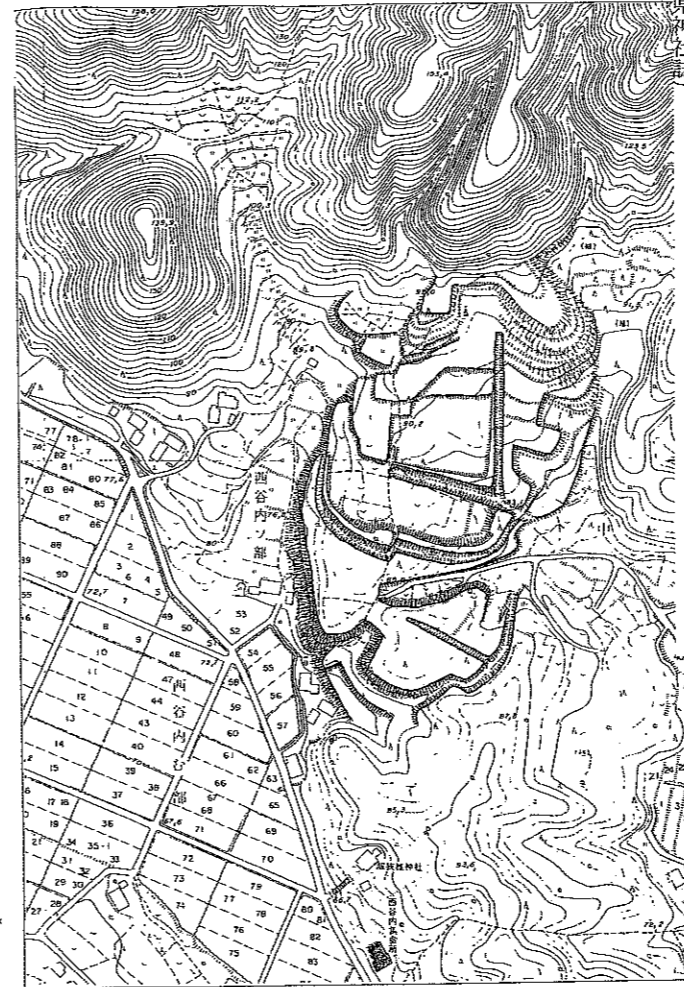


図2-5 西谷内城略測図 (藤川明史氏作成)

**西谷内城跡** 中島町西谷内  
熊木川上流の狭小な谷平野を望む丘陵の斜面上に位置する。主郭のほかに二の郭・三の郭の計三ヶ所の平坦面からなる連郭式縄張りとなし、西側は急崖となり、郭は空堀で区画されている。各郭の規模は主郭が約八〇×七〇メートル、二の郭が約九〇×四〇メートル、三の郭が約一〇〇×九〇メートル。

「三州志」によれば、当城は初め畠山家継が居住したが、のち長綱連の家士国分五郎兵衛が住んだという。当地は鉦打村の西方のうちにあたり、村域の大半は守護能登畠山氏の直轄領であったから(気多神社文書)、一族の家継が在城したという伝えは信憑性がある。家継の系譜については定かでないが、家の通字からみて戦国中期の畠

山大隅守家俊の關係者であり、家俊の姉が蓮如の室蓮能尼であることから(反古裏書、本願寺の縁につながる家であったとも推測できるが)、家継の實在性に再検討の余地もあり、詳細は不明。国分氏は戦国末期まで鉦打の西方に五〇貫文の領地をもっていた土豪で、永禄二年(一五五九)九月二五日の惣領守熊野権現率加札(藤津比古神社蔵)に、国分氏嫡家が米二俵、庶家の福五郎が米二斗、左右衛門が錢四〇文をそれぞれ納めたことがみえる。元龜四年(一五七三)の一月二八日と三月八日の畠山義胤書状守熊野権現によると、能登から出奔中の義胤が木田左京亮を味方に引付け、本意を達し帰国後には供衆として奔走した恩賞に「国分知行分抱内三万疋」と「国分熊石丸知行分一円」を宛行い、諸役を皆免とする旨を約束した。しかし義胤の能登復帰は実現しなかったため空手形に終わっている。木田氏が国分氏の知行分を獲得することに執着した理由は不明。

天正四年(一五七六)と推定される熊野権現棟札(藤津比古神社蔵)に「地頭国分備前守慶胤御代 奉行新保左介兼家」とあり、国分氏が鉦打村の地頭的立場にあったのがわかる。国分氏が畠山氏の直領代官の地位を得ていたこととの反映と思われる、同氏が西谷内城を畠山氏から受継いだとする伝えは鉦打代官の請負によって鉦打支配の拠点であった同城への入城が実現したのかもしれない。だが翌五年九月、七尾落城に伴う畠山氏の滅亡によって国分氏は鉦打の支配権を失い、代わって上杉氏に帰服した畠山旧臣の佐脇源五がその支配を上杉氏からゆだねられていた(気多神社文書)。この間の同五年五月一〇日には上杉方の土肥次茂が「富木之内鉦打村国分左兵衛分五〇貫」のうちの三〇貫文を馳走分として熊木の江尻の浄念(寛宗坊主)に与えていた(浄達寺文書)。国分氏はのち鹿島半郡を領有した長連竜に仕えることになり(長文書)、それが戦国中期に畠山被官であったにもかかわらず、「三州志」で長綱連の家士と伝えられた理由であろう。

